

京 都 大 学 薬 学 部 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条 本学部の学科は、次に掲げるとおりとする。 薬科学科 薬学科</p> <p>(中 略)</p> <p>第5 学士の学位授与</p> <p>第13条 薬科学科にあつては4年以上、薬学科にあつては6年以上存学し、学部の定めるところにより、薬科学科にあつては<u>146</u>単位以上、薬学科にあつては<u>200</u>単位以上を修得した者は、学士試験に合格した者とする。</p> <p>2 次の各号に掲げる単位数は、教授会の議を経て、前項の単位数に算入することができる。</p> <p>(1) <u>第7条、第8条及び第9条</u>の規定により他学部並びに他の大学又は短期大学及び外国の大学又は短期大学において履修し修得した単位数</p> <p>(2)～(5) } (略)</p> <p>3・4 } (後 略)</p>	<p>第1条 (同 左)</p> <p><u>2 学生の前項の学科への配属の決定は、教授会で行う。</u></p> <p>第5 学士の学位授与</p> <p>第13条 薬科学科にあつては4年以上、薬学科にあつては6年以上存学し、学部の定めるところにより、薬科学科にあつては<u>142</u>単位以上、薬学科にあつては<u>196</u>単位以上を修得した者は、学士試験に合格した者とする。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(1) <u>第7条から第9条</u>までの規定により他学部並びに他の大学又は短期大学及び外国の大学又は短期大学において履修し修得した単位数</p> <p>(2)～(5) } (同 左)</p> <p>3・4 }</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>2 平成30年3月31日以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>